



2025 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6141 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
(TEL 03-6758-5900)

役職員に対する譲渡制限付株式報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、2021 年の 12 月より、当社の執行役員及び従業員（以降、「対象役職員」と記述）に対して、DMG MORI AG の普通株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以降、「現行制度」と記述）を導入しております。

この制度について、DMG MORI AG の株式に代わり、当社の普通株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以降、「新制度」と記述）に変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

(1) 制度の目的

新制度は、対象役職員に対し、一定期間譲渡及びその他の処分を行うことができず、かつ当社による無償取得事由の定めがある当社の普通株式を割り当てる制度です。これは、役職員の資産形成の一助とすることに加え、DMG MORI グループの中長期的な業績向上に向けて、役職員の意欲を向上させ、積極的な企業価値向上への参画を促すという現行制度の目的を踏襲するものです。

(2) 制度の概要

新制度の対象役職員は、現行制度に基づき付与される予定であった DMG MORI AG の株式と同等程度の当社の普通株式の新株の発行、または株式の処分を受けることとなります。

なお、新制度への変更に伴い発行もしくは処分される普通株式の総額は 65 億円前後を想定しておりますが、対象役職員への具体的な支給時期及び配分、また本制度の具体的な内容につきましては、今後の取締役会において決定いたします。

今後、お知らせすべき事項が生じた際には速やかに開示いたします。

以 上